

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第599号

2013年（平成25年）10月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

違法駐車防止対策に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2013年9月26日付けで諮問（第599号）された違法駐車防止対策に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性は、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第10条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市では湘南台駅周辺の違法駐車対策の一環として、平成12年4月25日より湘南台駅地下自動車駐車場を設置しており、藤沢市が（公財）藤沢市まちづくり協会にこの管理業務を委託している。湘南台駅地下自動車駐車場は、午前6時30分から午後11時30分まで供用可能であり、午前6時から午後12時まで365日管理人を配置し管理を行っているが、駐車場内全体の犯罪の未然防止と不審者等への抑止効果として、防犯カメラを設置し、監視、録画および保存している。

今般、録画機器の交換にあたり、当該個人情報について、今回の諮問に至ったものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ収集の目的は、施設全体の犯罪の未然防止と不審者等への抑止効果ために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データで確認される個人を照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本件にかかわる本人通知を省略するものである。なお、駐車場内に防犯カメラを設置している旨の記述を掲示し、周知を図る。

(4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

防犯カメラの画像の保存に当たり、従来の電磁的記録媒体はビデオテープであったが、ビデオテープは消耗度が高く画像の劣化等長期的な使用が困難であるため、ハードディスクによる保存を行うものである。

ハードディスクによる画像の保存は、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず必要な部分の画像の取出しも容易なことから、コンピュータ処理による方式を採用する必要性があるものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

自動車駐車場に出入りする者の画像

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては録画機器については地下2階駐車場管理室に配置し、ねじ等により固定することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワードの設定がされており、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用できないように利用者を制限する。

日常的な管理としては、藤沢市個人情報の保護に関する条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規定及び藤沢市情報セキュリティポリシー(基本方針)の定めるところに従い、適正に取り扱うことならびに「防犯カメラ運用基準」の定めに従い管理することとする。

なお、設置機器は保存期間である14日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。また、防犯カメラの画像の情報提供の際の検索・出力以外には

録画された画像は使用しない。

- (5) 実施時期（予定年月日）
ビデオテープ方式の防犯カメラ設置については
平成12年4月25日
ハードディスク方式の防犯カメラ設置については
平成25年10月10日
- (6) 提出書類
ア 資料1 個人情報取扱事務届出書
イ 資料2 防犯カメラの機種
ウ 資料3 防犯カメラの設置場所
エ 資料4 ハードディスクレコーダーの機種
オ 資料5 防犯カメラ運用基準（案）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおり
の判断をするものである。

防犯カメラの設置については、平成12年4月25日に湘南台駅地下
自動車駐車場に設置する時点で、条例第18条のコンピュータ処理によ
り、当審議会の意見を聴くべきであった。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラ画像データ収集の目的は、施設全体の犯
罪の未然防止と不審者等への抑止効果ために行うものであり、本人の
同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難である
としている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集す
る必要性があると認められる。

ただし、「湘南台駅地下自動車駐車場における防犯カメラ運用基準」
の第6条（開示請求）の規定については、条例においてすでに規定さ
れていることから、削除すべきである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の 省略について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カ
メラ画像であり、当該画像データで確認される個人を照合によって
人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が
特定できないとしている。

なお、防犯カメラ撮影区域には防犯カメラを設置している旨の表
示をし、周知を図るとのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集
することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められ
る。

(3) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、防犯カメラの画像の保存にあたり、ハードディスクはビデオテープに比べ画像の蓄積容量も多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易であることから、ハードディスクによるコンピュータ処理を行うとしている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策の措置を講じている。

- (ア) 録画機器は、地下2階中央管理室に配置し、ねじ等により固定することで持ち出しを防止する。
- (イ) 操作を行う際には、パスワードを設定し、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用ができないよう利用を制限する。
- (ウ) 日常的な管理としては、条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程、藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉及び防犯カメラ運用基準により、適正な管理を行うこととする。
- (エ) 設置機器は保存期間である14日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きされるようになっている。また防犯カメラの画像の情報提供の際の検索・出力以外には、録画された画像を使用しない。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上